



# 利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

---

2022年6月17日  
事 務 局

## 1. 規律の対象

電気通信事業者又は第三号事業(※1)を営む者(※2)

※1 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

※2 内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る

## 2. 規律の内容

電気通信事業者又は第三号事業を営む者が利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備を送信先とする情報の外部送信を指令するための通信(※)を行おうとするときは、当該通信によって送信されることとなる当該利用者に関する情報等を当該利用者に

(1)通知又は容易に知り得る状態に置く、(2)同意を取得、(3)オプトアウトのいずれかの措置を取ることとする。

※ 情報送信指令通信: 利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に外部送信するための指令を与える電気通信の送信

### (1)通知又は容易に知り得る状態

総務省令で定めるところにより、

- ①送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- ②情報の送信先となる電気通信設備
- ③その他総務省令で定める事項

をあらかじめ、利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない

## (2) 同意取得

その情報が送信先の電気通信設備に送信されることについて利用者が同意している

## (3) オプトアウト

- ① 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること
  - 利用者に関する情報の送信
  - 利用者に関する情報の利用
- ② オプトアウト措置、オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること
- ③ 当該利用者がその情報について①に規定する措置の適用を求めている

## 措置を取ることを不要とする情報

- ① 利用者が当該電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報
  - 符号、音響又は画像を端末上に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報(例: OS情報、画面設定、言語設定に関する情報 他)
- ② 電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対して送信した識別符号
  - 電気通信事業者又は第三号事業を営む者が電気通信役務を提供した際に利用者に送信した識別符号(利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう)であって、電気通信事業者又は第三号事業を営む者に送信されるもの(例: First Party Cookie等)

## 1. 規律の対象

### 【論点1: 第27条の12柱書き】

内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない  
電気通信役務

## 2. 規律の内容

### (1) 通知又は容易に知り得る状態

#### 【論点2: 第27条の12柱書き】

通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件

#### 【論点3: 第27条の12柱書き】

通知又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項

### (3) オプトアウト

#### 【論点4: 第27条の12第4号ロ】

オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項

### 措置を取ることが不要とする情報

#### 【論点5: 第27条の12第1号】

利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報

## 論点1(第27条の12柱書き)

○内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務は何か。

- ① 電気通信役務の「内容」としてどのようなものを対象とすることが適当であるか。
- ② 電気通信役務の「利用者の範囲」としてどのような事項を勘案し対象とすることが適当であるか。
- ③ 電気通信役務の「利用状況」としてどのような水準とすることが適当であるか。
- ④ ①～③を勘案した上で、「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」とはどのようなものであり整理することが適当であるか。

## ① 電気通信役務の「内容」

例えば、以下のような電気通信役務が対象として考えられるのではないか。

## 登録・届出

対象となる電気通信役務

- 固定・携帯電話
- インターネット接続サービス
- 利用者間のメッセージ媒介サービス等

## 登録・届出不要

の電気通信役務

- オンライン検索サービス
  - SNS・電子掲示板・動画共有サービス※
  - オンラインショッピングモール※
  - 各種情報のオンライン提供 等
- (例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等)

## ② 利用者の範囲

例えば、以下のように利用者の範囲を分けることができるのではないか。

- I ウェブサイトを通じた電気通信役務を利用する利用者
- II アプリケーション(ブラウザを除く)を通じた電気通信役務を利用する利用者

## ③ 利用状況

例えば、ウェブサイトの閲覧(PV)数やアプリのダウンロード数により、利用状況を勘案してはどうか。

## ④ 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない

①～③を勘案して、例えば以下のとおりとしてはどうか。  
(月間アクセス数や累計ダウンロード数等をどの程度とすることが適当であるか)

- ①の電気通信役務であって、
  - ② I ウェブサイトを通じた電気通信役務
  - II アプリケーションを通じた電気通信役務
- ③ I ウェブサイトを通じた電気通信役務：ウェブサイト中のいずれかのウェブページにおける月間PV数が〇〇以上 (例:1,000程度)
- II アプリケーションを通じた電気通信役務：アプリケーションの累計ダウンロード数(アップデートに伴うダウンロード数を除く。)が〇〇以上 (例:10,000程度)

### 論点2(第27条の12柱書き)

○利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く際にどのような要件を満たすべきか。

#### ① 共通的に満たすべきと考えられる要件

利用者に確認の機会を適切に付与する上で、利用者に通知する場合と利用者が容易に知り得る状態に置く場合のいずれにおいても、共通して満たすべき要件はあるか。また、どのような点に留意して要件を定めるべきか。

(例)

- ・ 通知等を行う事項について、日本語で記載すること、専門用語を避けること、平易な表現を用いること
- ・ 階層化等により最初に表示される画面についてはスクロールせずに全体が表示できる分量とすること
- ・ 追加的な操作をせずに文字が適切なサイズで表示される分量とすること
- ・ 送信先ごとに送信される情報の内容及び利用目的がわかるようにすること

#### ② 特に通知する際に満たすべきと考えられる要件

利用者に確認の機会を適切に付与する上で、利用者に通知する場合において満たすべき要件はあるか。また、どのような点に留意して要件を定めるべきか。

(例)

- ・ 情報送信指令通信が行われる際に、通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページの所在に関する情報(URL等)を能動的に(ポップアップ等により)通知すること
- ・ 階層化等により追加的に表示する情報がある場合は、当該情報の表示を希望する利用者が該当情報が表示された場所に容易にたどり着くことができるようにすること
- ・ その他、(上記と同等以上に)利用者が認識し理解しやすい形で、通知すべき事項を表示すること

### ③ 特に容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件

利用者に確認の機会を適切に付与する上で、利用者が容易に知り得る状態に置く場合において満たすべき要件はあるか。また、どのような点に留意して要件を定めるべきか。

(例)

- ・ ホームページ(トップページ)及び情報送信指令通信を行うウェブページ又はこれらから1回の操作で到達できるウェブページにおいて容易に知り得る状態に置くべき事項を表示すること(1回の操作で到達できるウェブページで表示する場合、ホームページ及び情報送信指令通信を行うウェブページにおいて接続先(アクセス先)を明示すること)
- ・ アプリケーションの起動前、当該アプリケーションの起動後最初に表示される画面又はそこから1回の操作で到達できる場所において、容易に知り得る状態に置くべき事項を表示すること
- ・ 階層化等により追加的に表示する情報がある場合は、当該情報の表示を希望する利用者が該当情報が表示された場所に容易にたどり着くことができるようにすること
- ・ その他、(上記と同等以上に)利用者が認識し理解しやすい形で、利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項を表示すること



### 論点3(第27条の12柱書き)

○利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項はどのようなものか。

- ①「送信されることとなる利用者に関する情報の内容」に関してどのような事項が想定されるか
- ②「利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備」に関してどのような事項が想定されるか
- ③「その他総務省令で定める事項」としてどのような事項が想定されるか

#### ① 送信されることとなる利用者に関する情報の内容

利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき「送信されることとなる利用者に関する情報の内容」としてどのような事項が想定されるか。

(例)

- ・ 送信されることとなる利用者に関する情報の項目を一覧にして利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く

#### ② 利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備

利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき「利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備」としてどのような事項が想定されるか。

(例)

- ・ 利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備に関する次のいずれかについて利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く
  - 当該電気通信設備を設置する者(サービスを提供するための自社サーバを使用する者)の氏名又は名称
  - 当該電気通信設備の機能を利用する者(サービスを提供するために他社サーバの容量等を使用する者)の氏名又は名称

### ③ その他総務省令で定める事項

①・②以外に利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項としてどのようなものが想定されるか。

(例)

- ・ 送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的(第三者提供等のその他参考となる事項を含む。)
- ・ オプトアウト措置その他利用者の関与の方法

### 論点4(第27条の12第4号ロ)

○オプトアウト措置、オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法 その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていることについてどのように考えればよいか。

- ①「オプトアウト措置(を講じていること)」をどのように示すことが考えられるか
- ②「オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法」をどのように示すことが考えられるか
- ③ ①・②以外にオプトアウト措置を提供する際に利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項とはどのようなもので、どのように示すことが考えられるか

#### ① オプトアウト措置(を講じていること)

どのように「オプトアウト措置(を講じていること)」を示すことが利用者が容易に知り得る状態に置くとと言えるか。

(例)

- ・ 情報送信指令通信が行われる際に、オプトアウト措置の手続を行うウェブページの所在に関する情報(URL等)を能動的に(ポップアップ等により)通知すること
- ・ ホームページ(トップページ)及び情報送信指令通信を行うウェブページ又はこれらから1回の操作で到達できるウェブページにおいて、オプトアウト措置の手続を行うウェブページの所在に関する情報(URL等)を表示すること(1回の操作で到達できるウェブページで表示する場合、ホームページ及び情報送信指令通信を行うウェブページにおいて接続先(アクセス先)を明示すること)
- ・ アプリケーションの起動前、当該アプリケーション起動後最初に表示される画面又はそこから1回の操作で到達できる場所において、オプトアウト措置の手続を行うウェブページの所在に関する情報(URL等)を表示すること
- ・ その他、(上記と同等以上に)利用者が認識し理解しやすい形で、オプトアウト措置の手続を行うウェブページの所在に関する情報(URL等)を表示すること

### ② 利用者の求めを受け付ける方法

「利用者の求めを受け付ける方法」についてどのような内容をどのような方法で示すことが利用者が容易に知り得る状態に置くとと言えるか。

(利用者の求めを受け付ける方法の例)

- ・ メール、専用のフォームへの入力、ダッシュボードによる操作

(容易に知り得る状態に置く方法の例)

- ・ オプトアウト措置の手続等について、日本語で記載すること、専門用語を避けること、平易な表現を用いて表示することその他利用者が内容を容易に理解し、及び当該措置の手続を容易に行うことができるようにすること
- ・ 階層化等によりスクロールせずに全体が表示できる分量とすること、追加的な操作をせずに文字が適切なサイズで表示されるようにすることその他利用者がオプトアウト措置に関する説明等を容易に読むことができるようにすること

### ③ その他総務省令で定める事項

①・②以外にオプトアウト措置を提供する際に利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項はあるか。どのような点に留意して定めるべきか。

(例)

- ・ オプトアウト措置の内容(情報の送信を停止か送信された情報の利用の停止か)
- ・ 送信されることとなる利用者に関する情報の項目
- ・ 利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備に関する次のいずれかの事項
  - － 当該電気通信設備を設置する者(サービスを提供するための自社サーバを使用する者)の氏名又は名称
  - － 当該電気通信設備の機能を利用する者(サービスを提供するために他社サーバの容量等を使用する者)の氏名又は名称
- ・ 送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

#### 論点5(第27条の12第1号)

○符号、音響又は画像を端末上に適正に表示するために必要な情報 その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報とはどのようなものがあるか。

- ①「符号、音響又は画像を適正に表示するために必要な情報」にはどのような情報が考えられるか
- ②「その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なもの」にはどのような情報が考えられるか

#### ① 符号、音響又は画像を適正に表示するために必要な情報

「符号、音響又は画像を適正に表示するために必要な情報」にはどのような情報が考えられるか。

(例)

- ・ OS情報、画面設定情報、言語設定情報

#### ② その他総務省令で定める情報

「符号、音響又は画像を適正に表示するために必要な情報」以外で措置を取ることが不要とする情報(電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)にはどのような情報が考えられるか。

(例)

- ・ 入力をした情報の保持等に必要な情報
- ・ 認証に必要な情報
- ・ セキュリティ対策に必要な情報(サービス提供者のセキュリティに関するものに限る。)
- ・ ネットワーク管理に必要な情報

	カリフォルニアプライバシー権利法 (CPRA)	バージニア消費者データ保護法 (VCDPA)	コロラドプライバシー法 (CPA)
表示の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平易で、直截な表現を用い、技術的又は法的な専門用語を避ける</li> <li>・通知等に対して消費者の注意を惹き、(もし利用する場合は小さな画面上でも)通知を読みやすくするフォーマットを用いる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的にアクセス可能で、<u>明確かつ意味のあるプライバシーノティス</u>を提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的にアクセス可能で、<u>明確かつ意味のあるプライバシーノティス</u>を提供する</li> <li>・明確で目立つように、オプトアウトの方法とともに公表する</li> <li>・オプトアウトの方法を明確かつ目立つようにプライバシー通知に記載し、かつ、明確で目立ち、容易にアクセス可能なプライバシーポリシー以外の場所に記載する</li> </ul>
通知等(notice)の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインで収集する場合:ウェブサイトのトップページと個人情報を収集するすべてのページで、通知等へのリンクを提供する【次ページ参照】</li> <li>・アプリで収集する場合:アプリのダウンロードページとアプリ内の設定メニュー等で、通知等へのリンクを提供する</li> <li>・収集される個人情報の種類一覧とプライバシーポリシーのリンクを含む通知等を即時に提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的にアクセス可能で、<u>明確かつ意味のあるプライバシーノティス</u>を提供する(再掲)</li> <li>・明確で目立つように、オプトアウトの方法とともに公表する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的にアクセス可能で、<u>明確かつ意味のあるプライバシーノティス</u>を提供する(再掲)</li> <li>・ターゲティング広告または第三者への販売のための個人データの処理について消費者から同意取得する前には、(オプトアウト等の)取り得る選択肢について情報提供し、処理される個人データの種類および処理の目的を記載し、消費者が同意撤回できる場所を説明する、明確で目立つ通知をする</li> </ul>

事例：通知・同意取得における工夫

## CCPAに準拠した「個人情報の収集に伴う通知」の例

### Miller Toyota of Anaheim（カリフォルニア州で営業するトヨタ自動車のディーラー）

Miller Toyota of Anaheim – Notice at Collection of Private Information

Miller Toyota of Anaheim (“Dealership,” “we,” “us” or “our”) respects the privacy of the information our customers entrust to us. This Notice at Collection applies to both the online and offline collection of information. We share personal information unless you instruct us not to do so by submitting a request a [\(click here\)](#) or by calling 833-220-8200. For more information regarding our privacy practices and consumer rights under the California Consumer Privacy Act, view our Privacy Policy also at [\(click here\)](#).

オプトアウトのリンク

プライバシーポリシーへのリンク

Categories of personal information we collect from you	business or commercial purpose(s) for which it will be used:
<b>Identifiers</b> , such as: Name, postal address, email address, IP address, identification numbers (e.g., social security number, driver’s license number, state identification number, military identification number or passport number)	To respond to your requests and inquiries; communicate with you regarding our products or services; enter into transactions with you; process your transactions; send you marketing communications; complete government forms; confirm your identity and that you are at least 18 years old; and/or confirm you are licensed to drive our vehicles or take delivery of a vehicle you have purchased or leased from us
<b>Other personal information described in Civil Code Section 1798.80(e)</b> , such as: Phone number; insurance information; bank account number, credit card number, debit card number, or other financial information; and/or your signature	To respond to your requests and inquiries; communicate with you regarding our products or services; enter into transactions with you; process your transactions; send you marketing communications; confirm your insurance coverage; confirm your identity; obtain authorization to collect payment from you; collect payment from you; confirm acknowledgement of receipt of documents
<b>Physical descriptions under California law</b> A photo reveals personal information. For example: <ul style="list-style-type: none"> <li>• Driver’s license/state identification card - includes your image, date of birth, physical description and gender</li> <li>• Permanent resident card - includes your image, date and place of birth;</li> <li>• Social security card - includes your social security number</li> <li>• Passport - includes your image, date and place of birth and your nationality</li> <li>• Military ID - includes your image and rank</li> </ul> Completion of a Translated Contract Acknowledgement or signing of translated documents reveals your primary language	To confirm your identity; determine your eligibility for a rebate; determine coverage under the Military Lending Act; provide you with copies of certain documents written in the language in which your transaction was primarily negotiated, as required by law; and/or to complete government forms
<b>Commercial information from selling/providing products or services to you</b> , such as: Information, including vehicle information and ownership information, regarding a transaction in which we sell or lease a	To process your transactions; appraise your current vehicle; send you informational and marketing communications; retain records of transactions as required by law; fulfill the terms of a written warranty or product recall; to process warranty, insurance or service contract claims;

収集する個人情報の種類（カテゴリ）の一覧

個人情報の種類ごとの、事業上または商業上の利用目的

通知等する内容	カリフォルニアプライバシー権利法(※) (CPRA)	バージニア消費者データ保護法 (VCDPA)	コロラドプライバシー法 (CPA)
取得方法	○	—	—
取得されるデータ項目	○	○	○
利用目的	○	○	○
保存期間	○	—	—
本人による関与	○	○	○
第三者提供	○	○	○
問い合わせ先	○	—	○

※ ノーティスとポリシーで通知等の内容が異なり、前者では、取得されるデータ項目、利用目的、保存期間、本人による関与及び第三者提供が求められており、後者では、取得方法、取得されるデータ項目、利用目的、保存期間、第三者提供及び問い合わせ先が求められている。